

平成31年度タクシーチケット供給業務
に係る公募要領

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房会計部門

公 募 要 領

1. 総則

原子力規制委員会が締結する平成31年度タクシーチケット供給業務に係る公募の実施については、この要領に定める。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 平成31年度タクシーチケット供給業務
- (2) 契約期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日

3. 応募資格

応募者は、次のすべての条件を満たす必要がある。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「その他」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「その他」を引き続き取得すること。
- (5) 下記の参加条件を満たすことを証明する書類を提出し資格確認ができた者であること。
 - ① 特別区・武三交通圏において、道路運送法第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可（福祉タクシーのみの許可は除く。）を受けたタクシー会社を対象としたタクシーチケット（応募者のグループ・提携会社等に限定されず、他社のタクシーについても概ね共通して利用できるもの。）を供給できること。
 - ② 本契約に係る年会費を要しないこと。
 - ③ 本契約に係る事務手数料（発行手数料を含む。）を要しないこと。
- (6) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 公募に関する質問の受付及び回答

(1) 受付先

〒106-8450

東京都港区六本木一丁目9番9号（六本木ファーストビル18階）

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門 熊谷

TEL：03-5114-2103 FAX：03-5114-2174

E-mail：keigo_kumagai@nsr.go.jp

(2) 受付期間 平成31年2月15日（金）12時まで

(3) 受付方法 FAX又は電子メールにより受け付ける。

(4) 回答方法 平成31年2月19日（火）17時までに、FAX又は電子メールにより行う。

5. 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 参加希望書類（別添1）
- ② 3. (4) で示す資格審査結果通知書の写し

③ タクシーチケットを利用するタクシー会社の一覧

(2) 提出期限等

① 提出期限

平成31年2月25日（月）12時

② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

4. (1) に同じ

③ 提出部数 1部

④ 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録（当日必着）が残るものに限る。）
によって提出すること。

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 受付時間は、平日の10時から17時までとする（持参の場合は12時から
13時を除く。）。

イ 提出期限までに到達しなかった参加希望書類は、無効とする。

ウ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は
再提出することはできない。

エ 提出された参加希望書類は、返却しない。

オ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者
に対して指名停止を行うことがある。

カ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6. 審査の実施及び契約について

(1) 提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が3. に定める応
募資格を満たしているか否かについて審査する。

(2) 審査結果は、参加希望書類の提出者に平成31年3月1日（金）17時までに通
知する。

(3) 応募資格を満たしている者が複数ある場合には、複数者と契約を締結するものと
する。

(4) 契約を締結した場合でも、利用しない場合がある。

(5) 契約書（案）は別紙のとおりとする。

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約締結日までに平成31年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場
合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの
契約とする場合がある。

なお、本公募は、平成31度予算に係るものであることから、予算の成立以前に
おいては、契約予定者の決定となり、予算の成立等をもって契約者とする。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口
4. (1) に同じ

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）を提出します。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

平成 年 月 日

原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者 氏名

印

平成31年度タクシーチケット供給業務に係る参加希望書類

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
併せて、応募資格をすべて満たしていることを証明するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

記

条 件	回答 (○or×)
1. 平成28・29・30年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「その他」において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。 ただし、平成31・32・33年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「その他」を引き続き取得すること。 (資格審査結果通知書の写しを添付すること。)	
2. 特別区・武三交通圏において、道路運送法第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可（福祉タクシーのみの許可是除く。）を受けたタクシー会社を対象としたタクシーチケット（グループ・提携会社等に限定されず、他社のタクシーについても概ね共通して利用できるもの。）を供給できること。 (タクシーチケットを利用できるタクシー会社の一覧を添付すること。)	
3. 本契約に係る年会費を要しないこと。	
4. 本契約に係る事務手数料（発行手数料を含む。）を要しないこと。	

(担当者)
所属部署：
氏 名：
電 話：
F A X：
E-mail：

(案) 契 約 書

(總則)

第1条 乙は、甲の要請により、タクシーチケットを納入し、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

2 甲は、乙と提携しているタクシー会社のタクシーを利用したときは、運賃料金及び有料道路通行料金（以下「乗車料金」という。）の現金払いに代えてタクシーチケットを使用するものとする。なお、使用中の車の故障及びその他の経費については、甲はその責任を負わないものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(契約金額)

第3条 乙は、タクシーチケットに係る年会費及び事務手数料（発行手数料を含む。）は無料とする。

(契約保証金)

第4条 甲は、本契約の保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時において本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。

(2) 謙受人は、謙渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への謙渡又はこれへの質権の

設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第6条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負わせた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しそれぞれの責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なくこれを甲に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(事情変更)

第8条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。

2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合は、協議して本契約内容を変更することができる。

3 前2項の場合において本契約条項を変更する必要がある場合には、書面により定めるものとする。

(検査)

第9条 乙は、各月経過後、乗車料金を記載した内訳明細書（以下「明細書」という。）を作成し、甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の提出を受けた日から10日以内にその検査を行わなければならない。

(契約金額の請求及び支払)

第10条 乙は、前条に定める検査に合格した後に、支払を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間に内に対価を支払わなかった場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、自己の都合により、乙に対し1ヶ月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が本契約条項に違反したときは、書面により通告し、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第13条 乙は、第8条第1項又は第2項の規定による事情変更の場合、又は前条第1項の規定による解除の場合には、甲に対して損害賠償の請求をしないものとする。ただし、甲に対して既に経過した期間における業務の終了部分に相当する契約金額を請求できるものとし、この場合は第9条から第11条までの規定を準用するものとする。

- 2 前条第2項の規定による解除の場合は、甲は、乙に損害賠償を請求できるものとする。
- 3 乙は、本契約を履行するに当たり、甲に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。
- 4 乙は、本契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合においては、この限りでない。
- 5 第2項又は第3項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第14条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

附 則

元号が改められたときには、本契約書、仕様書その他本契約に係る文書に記載した日付（元号が改められた日以後のものに限る。）を、新しい元号による日付に読み替えるものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙 ○○○○○○○○○
○○○○○○株式会社
○○○○○○○○○ ○○ ○○

<別添>

平成31年度タクシーチケット供給業務 仕様書

1. 件名

平成31年度タクシーチケット供給業務

2. 契約期間

平成31年4月1日～平成32年3月31日

3. 契約内容

原子力規制委員会において緊急の用務が生じた際に原子力規制委員会職員が利用するタクシーについて、乗車料金の現金払に代えて乗車が可能となるカード会社等が発行するタクシーチケットの供給業務を行う。

- ①タクシーチケット供給事業者（以下「請負者」という。）により作成され、原子力規制委員会が発行したタクシーチケットを所持する者（以下「利用者」という。）は、請負者の提示するタクシー会社のタクシーを利用できるものとする。
- ②利用者は、タクシーを使用し下車する際、タクシーチケットに乗車走行料金、有料道路通行料金を正確に記入し、請負者と提携するタクシー会社の乗務員に手渡し、領収書を受け取る方法によりタクシーを利用するものとする。
- ③②に定める乗車走行料金は、車両備付けの料金メーターに表示された金額とする。
- ④請負者は、利用者が使用したタクシーチケットに記載された金額を集計し、請求書及び請求内訳明細書を原子力規制委員会の指定する職員（検査職員）に提出する。
- ⑤その他、本仕様書に疑義があるとき又は本仕様書に記載されていない事項については、原子力規制委員会と請負者間の協議により実施することとする。

4. タクシーチケットの納入場所

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房会計部門